

今年度末に退職する方の年金関係手続

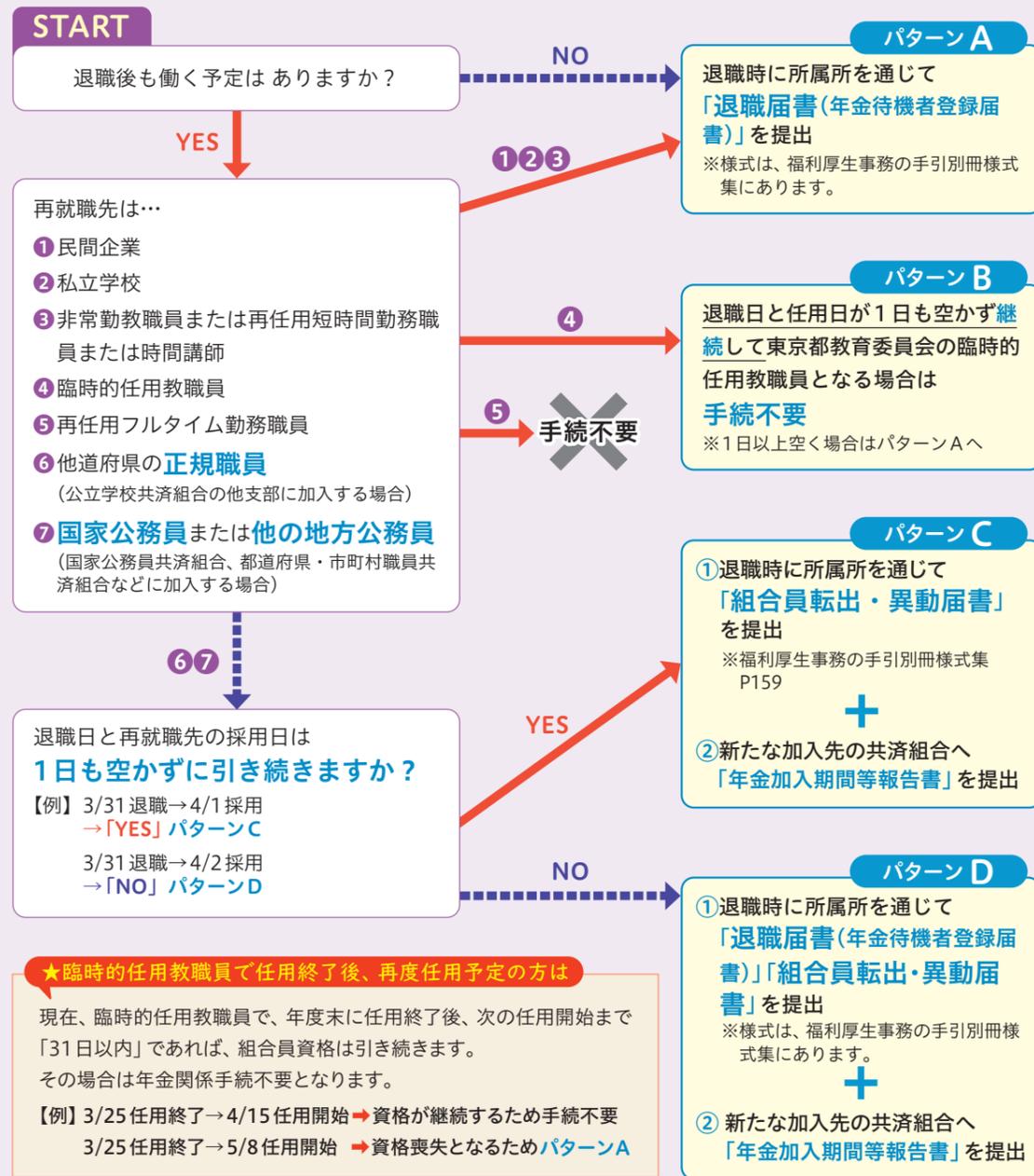
62歳以下で退職する組合員

今年度末の年齢が62歳以下(生年月日が昭和34年4月2日以降)で退職する方は、資格喪失手続の際に「退職届書」「組合員転出・異動届書」の提出が必要となります。下記のフローチャートでご自分に必要な手続をご確認いただき、所属所を通じて提出してください。



退職時手続フローチャート

POINT 必要な手続は、「公務員共済組合期間が引き続くかどうか」で異なる!



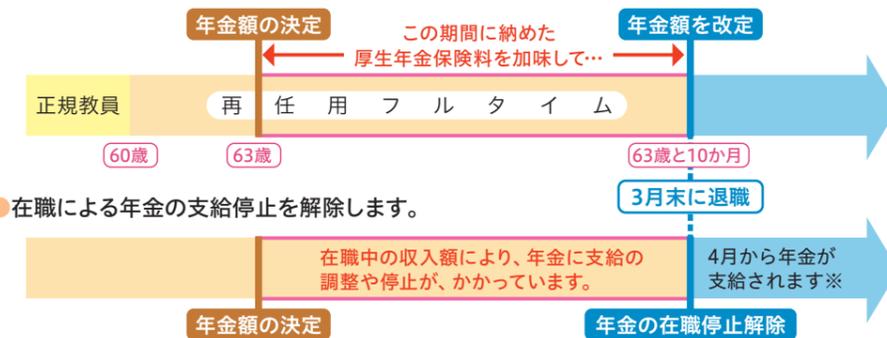
63歳以上で退職する組合員

今年度末の年齢が63歳以上(生年月日が昭和34年4月1日以前)で退職する方は、在職中に年金が決定しています。年金決定から退職までの期間を年金額に反映し、在職中の支給停止を解除するために公立学校共済組合から送付される退職改定請求書類の提出が必要です。

どうして必要なのですか?

● 老齢厚生年金決定時(または65歳時)以降の組合員期間(その間に納めた厚生年金保険料)を年金額に加算します。

老齢厚生年金決定後の組合員期間は、すでに決定している年金額に加算されるのか。そして「退職」時に、一度決定した年金額を「改定」するから、退職改定というんだね。



● 在職による年金の支給停止を解除します。

※3月末に退職する方の退職後の年金支給は、着実に手続をしていた場合8月上旬ごろになります。また、退職後にお勤めされて厚生年金保険に加入された方は、引き続き在職停止となる場合があります。

請求書類の入手方法等について

対象者	63歳以上で資格喪失される方	
請求書の入手方法	①再任用フルタイム勤務の方 ②臨時的任用教職員(産休育休代替教職員)の方	3月末に資格喪失する場合*
提出先	公立学校共済組合東京支部	

令和4年2月下旬までに所属所宛てに請求書類を送付します。退職予定の方で、令和4年3月11日(金)を過ぎても請求書類が届かない場合は給付貸付課年金担当までご連絡ください。
組合員資格喪失届に基づき、4月中旬以降に順次ご自宅宛てに送付します。請求書類が届かない場合は給付貸付課年金担当までご連絡ください。

*3月末以外に退職する方については、給付貸付課年金担当までご連絡ください。請求書を送付します。

ねんきん基礎知識



「組合員転出・異動届書」って何のために出すの?

公務員の年金は、すべての加入期間を合算して、最後に所属した共済組合で決定・支給します。そのため、公務員として他の共済組合で再就職した場合、前に所属した共済組合から後に所属した共済組合へ加入期間や給料記録等の情報を引き継ぐ必要があります。「組合員転出・異動届書」は再就職後の共済組合を把握する大切な情報源となりますので、忘れずに提出をお願いします。

➡ 次ページでは、63歳以上の方の、再就職時の年金手続をご紹介します!

問合せ先 給付貸付課年金担当 ☎ 03-5320-6828

